

就学援助の認定基準について

就学援助とは

就学援助制度は、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費や学校給食費など児童生徒が就学するうえで必要な費用の一部を援助することで、経済的負担を軽減し、全ての児童生徒が安心かつ平等に義務教育を受ける機会を保障するための制度です。

認定基準について

西原町では、就学援助の対象となる世帯の所得要件について、以下のとおり整理しています。

認定	要保護	生活保護を受給している世帯
	準要保護①	「個人住民税非課税世帯」又は「収入額 < 基準額 × 1.2倍の金額」
	準要保護②	「収入額 < 基準額 × 1.5倍の金額」
否認定		「基準額 × 1.5倍の金額 ≤ 収入額」

「基準額」とは… 就学が困難となる程度に困窮しているかを判断するための基準となる金額で、生計を同一にする世帯員の「人数」と「年齢」によって決定されます。
(生活保護に準ずる程度に困窮している状況かどうかの基準となります)

「収入額」とは… 生計を同一にする世帯員の所得情報（収入及び控除等）によって算出され、この金額と前述の「基準額」を比較し、認定区分を決定します。
(学生、アルバイトなどに関わらず、日常生活費をともにする方の全ての収入が審査対象となります)

【上記は令和5年4月1日現在の認定基準です】